

貸金業法改正を巡る昨今の情勢とノンバンクの業績動向

【ポイント】

1. ノンバンクの業績は、貸金業法改正による総量規制とグレーゾーン金利撤廃により営業収益・営業費用の両面で大きなマイナス影響を受けてきた。
2. 同法改正以降逓減を続けてきた貸付金残高は借入れ余地の拡大からようやく反転の兆しを見せており、トップライン低下は底打ちの段階に入っている。
3. 利息返還請求については当面は横ばいが続くものの、請求権の時効を考慮すると影響の長期化は想定し難く、コスト面でのマイナス影響も今後縮小すると考えられる。

1. 貸金業法改正の概要とその影響

「あなたが払い過ぎたお金が戻ってくるかもしれません」、「過払い金の返還でああなたの借金が今より少なくなるかもしれません」。このようなフレーズをテレビコマーシャルで近年よく耳にする。法律事務所や弁護士事務所が盛んに広告宣伝活動を行っているが、これは言うまでもなく貸金業法改正に伴う過払い金返還請求（以下、表記を利息返還請求に統一）のことである。消費者金融や信販といった個人への貸付けを主業とする貸金業者（所謂ノンバンク）は同法改正以降、業績面で大きな影響を受けてきた。

貸金業者の適正な業務運営と利用者の利益保護を目的として昭和 58 年に施行された貸金業法は、平成 18 年に大幅に改正された。改正のポイントを今一度整理してみると、ノンバンクの業績への影響という観点では概ね 2 点に絞られる。ひとつは総量規制の導入である。過剰貸付け抑制の観点から総借入残高が年収の 3 分の 1 を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けが禁止された。これにより貸金業者は自ずと新規の与信が抑制され、収益源となる貸付金残高は減少の一途を辿り、営業収益の大半を占める貸付金利息の逓減に繋がった。加えて、収入状況を確認するための年収証明書類の提出が義務付けられるようになったことも、手間の面から新規貸付けの減少要因のひとつになったと考えられる。

そしてもうひとつが、グレーゾーン金利の撤廃である。同法改正前は、貸付金利息が利息制限法で定められた上限金利（10 万円未満は年 20%、10 万円以上 100 万円未満は年 18%、100 万円以上は年 15%）を超えていても、出資法で定められた従前の上限金利の 29.2%を超えていなければ刑事罰の対象にはならなかった。また貸金業法では利息制限法超過利息であっても、債務者が任意に利息として支払った場合には有効な利息の弁済とみなすと定めていた（出資法と利息制限法の間を所謂グレーゾーン金利という）。出資法の上限金利が 20%に引き下げられたことに伴ってこのみなし弁済規定が廃止され、債務者は過去に払い過ぎた利息について貸金業者に返還を請求し始めたのである。この利息返還請求に備えるために各社が引当金を積むことによって営業費用が大きく膨らみ、赤字を計上する貸金業者が相次いだ。以上のとおり、同法改正はノンバンクの業績において、トップラインとコストの両面に対して正にダブルパンチとなったのである。

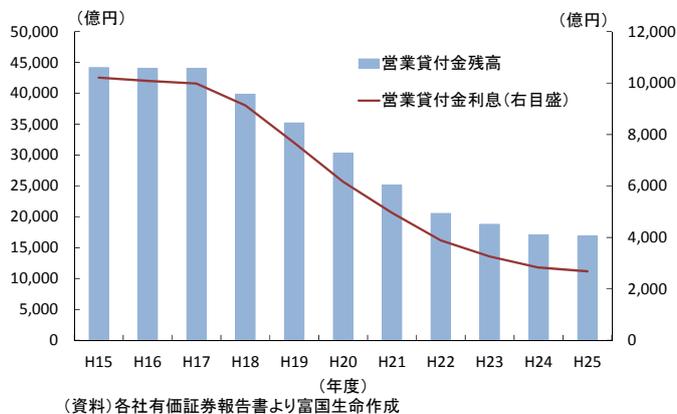
2. 営業収益への影響と推移

同法改正がノンバンクの業績に与えた影響について、以下では特に無担保の消費者ロー

ンを主業とする消費者金融（有価証券報告書にて情報開示されている大手3社の合計値にて）について見てみる。まず営業収益については、総量規制の導入により新規貸付けが大きく抑制されたため、営業貸付金残高は平成18年度以降一貫して減少し続け、それに伴い貸付金利息収入も同じように逡減した（図表1）。また残高減少の影響に加え、グリーゼン金利撤廃により新規貸付けの金利が利息制限法で定められた上限に抑えられたため、貸付金の平残に対する貸付金利息の比率（平均貸付金利とイコールと仮定）についても低下の一途を辿った（図表2）。つまり営業収益の減少は、このふたつの要因が絡み合ったものといえる。改正貸金業法公布前の平成17年度と平成25年度の比較においては、貸付金残高が61.6%、貸付金利息も73.1%の大幅な減少を余儀なくされている。これらの企業は、消費者ローン以外にも信用保証事業や債権管理回収事業等をグループ内で営んでいるため、これにより即営業赤字に直結するとは限らないが、主たる事業から生じる収益が半分以下にまで減少したことは、企業業績にとって多大なダメージとなったことは自明である。

一方で、減少傾向にあった貸付金残高が前年度あたりから微増に転じている会社も出てきている。また図表1からも貸付金利息の減少スピードも鈍化していることが伺える。これは、ローンの返済が進んだことで総量規制による与信枠に借入れ余地が生じ、新規貸付けの増加に繋がっていることや、利息制限法を上回る金利で貸し付けている契約について返済が進み残高が大きく減少したことで、貸付金残高に対する平均貸付金利が利息制限法の上限金利の範囲内に概ね収斂されてきたこと等に因るものであろう。以上より、トップラインへのマイナス影響は底を打ち、今後営業収益が更に減少する可能性は限定的となりつつあるものと考えられる。

図表1. 営業貸付金残高および営業貸付金利息



図表2. 無担保消費者ローン残高平残に対する貸付金利息の比率(≒平均貸付金利)

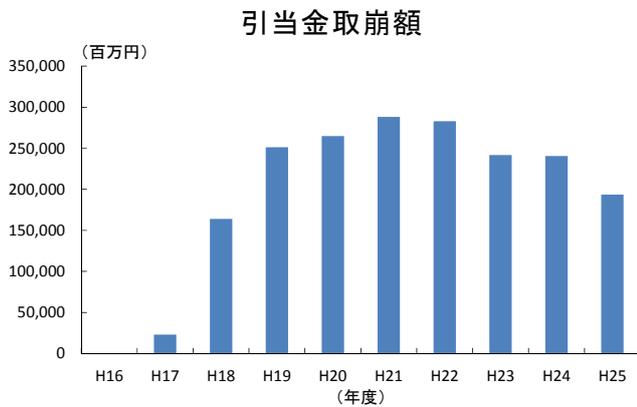


3. 利息返還請求の動向

続いて、コスト面で大きな圧迫要因となっている利息返還請求の動向を見てみる。同法改正以降、所謂グリーゼン金利でローンを借り入れてきた債務者は払い過ぎた利息の返還請求に動いてきたわけだが、消費者金融各社の利息返還相当額（前年度末の利息返還損失引当金残高に当期の同引当金繰入額等を加算し、そこから当年度末の同引当金残高を差し引いた金額を、利息返還損失引当金取り崩し額、ひいては過払い金として返還した利息額と見做す）は平成21年度をピークに減少傾向にはある（図表3）。大手3社が支払った過払い金だけでも平成25年度までで2兆円に達すると考えられることから、業界全体ではその規模は測り知れないものになったであろうが、過払い金請求についても一応の山を越えたということではできよう。しかし、今後のキャッシュアウトに繋がる利息返還請求件

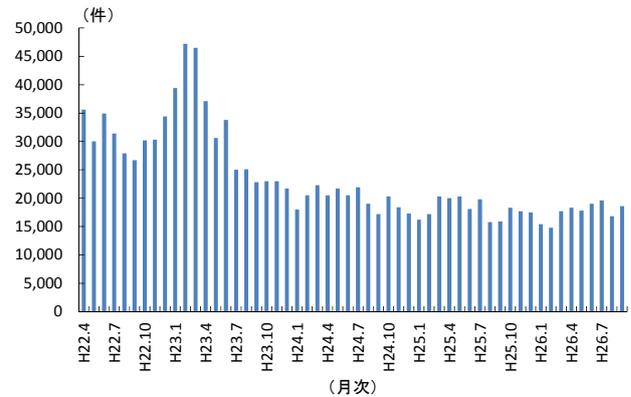
数（月ベース）については、近年横ばいの状態が続いており（図表4）、利息返還が同じペースで減少トレンドを描くことは予想し難い。

図表3. 消費者金融大手3社利息返還損失



(資料)各社有価証券報告書より富国生命作成

図表4. 利息返還請求件数

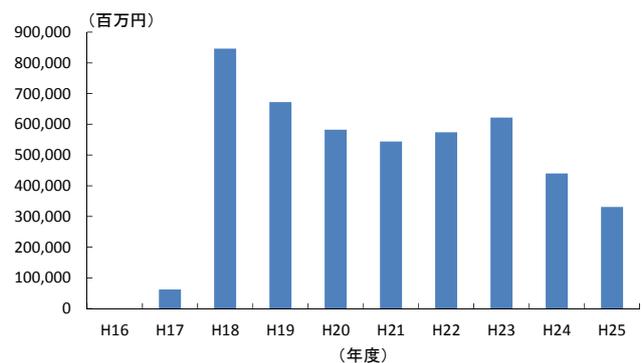


(資料)各社決算説明会資料より富国生命作成

では、何故利息返還請求はなかなか減らないのであろうか（あくまで見た目には、ということだが）。利息返還請求は借入れの残高を有する債務者だけが行っているわけではない。現在は完済しているものの、過去にグレーゾーン金利でローンを受けていた人もその対象となり、その請求権については取引終了時から起算して10年で時効消滅するということが過去の判例により一般化された。つまり、グレーゾーン金利撤廃直前にローンを借り入れた人については、完済した時期にもよるが時効までまだ間があるということになる（実際にはグレーゾーン金利による貸付けが禁止される前に前倒しで対応した企業もあり、時効消滅のピークを予想するのは難しいが）。各社が抱える今後利息返還請求の可能性のある契約件数（完済分も含む）や予想される利息返還総額については開示されていないため、利息返還請求がいつ終焉を迎えるか予測することは難しい。

一方で、各社が利息返還に備えて積んでいる引当金が足下では減少傾向にあることは（図表5）、各社が捉えている利息返還請求のポテンシャルに一定の目途が付き始めている現れと考えることができる。また、改正後10年という節目が近付く中、昨今の宣伝の過熱化は請求権の時効が迫っている契約が増加しており、利息返還請求が追い込みで差し掛かっていることを想起させる。総量規制とグレーゾーン金利撤廃は、業績にはこれまで多大なマイナス影響となったが、返済困難な債務者を減らす効果があるという意味では今後の貸倒れリスク抑制に繋がるのが予想されるため、与信コストの逡巡には寄与しよう。加えて利息返還請求が沈静化すれば、コスト面で業績を圧迫する要因は概ね払拭されると考えられる。

図表5. 利息返還損失引当金残高



(資料)各社有価証券報告書より富国生命作成

人口減少や総量規制等により右肩上がりの収益の増加は見込み難いものの、トップラインおよびコストの両面で底打ちの兆しが見え始めている。貸金業法改正以降憂き目を見てきたノンバンクは、ようやく苦境の時期を脱しようとしている。

(審査グループ 花井 圭一)